

# 家畜排せつ物の利用の促進を図るための滋賀県計画



<目的> 家畜排せつ物を適正に処理し、有機質資源としての利用を促進するために、本計画を策定  
<性格> 「滋賀県農業・水産業基本計画」を上位計画とし、令和7年4月に農林水産大臣が公表した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」の内容との調和  
<計画期間> 令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間

## 第1 家畜排せつ物の利用の目標

### 1 畜産の現状 2 家畜排せつ物の利用の現状と目標

#### (1)家畜飼養の動向

- ①乳用牛:戸数、頭数とも減少
- ②肉用牛:戸数は維持、頭数は増加
- ③豚:戸数、頭数とも維持
- ④採卵鶏:戸数、羽数とも維持
- ⑤肉用鶏:戸数、羽数とも維持

#### (2)適正管理

必要な施設の整備、維持、管理は自らが計画的に実施

#### (3)利用促進

概ね全量、発酵処理等の堆肥化を実施

自己所有地還元:約3割、他人所有地還元・販売:7割

#### (4)課題

- ①畜産農家の地域的偏在に伴う堆肥の生産、利用の地域格差の解消
- ②肉用牛農家の大規模化による堆肥供給量の増加
- ③畜産農家の少ない地域への堆肥の流通

### 3 基本的な取組方向

#### (1)家畜排せつ物の適正管理

・ほぼ全ての畜産農家が自ら必要な施設整備、維持・管理を実施

#### (2)肥料資源としての有効利用

・田畑輪換に伴う地力低下の対応策としての堆肥利用  
・県産飼料、稲わら利用による耕種農家との良好な関係づくり

#### ①堆肥の適切な生産・利用

・経営の安定化、環境負荷低減のために堆肥化 ・「環境こだわり農業」の拡大、農地への還元

#### ②地域内流通、県内流通

・自給飼料の生産拡大、地域内外の耕種農家の利用拡大、県内各地への流通拡大  
・既存コントラクター、大規模耕種農家等の外部支援組織の育成・支援

#### (3)エネルギー利用

・バイオガス化プロジェクトは必要に応じて支援

#### (4)環境規制への適切な対応

・堆肥の散布には、周辺環境への配慮を指導

#### (5)地球温暖化対策

・省エネルギー性能の高い農業機械、施設の導入 ・強制発酵処理施設の整備を推進

## 第2 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

### 1 施設整備の現状

・昭和50年代半ば以降から、各種補助事業を活用して施設整備を推進

### 2 目標設定の基本的な考え方

- ・定期的な点検・修繕による長寿命化とともに、計画的な改修や更新の実施
- ・処理高度化施設(強制発酵処理)への機能向上
- ・堆肥の利用促進のために、堆肥保管施設やマニュアルスプレッダー等の散布用機械の導入推進
- ・国庫補助事業等の活用による負担軽減

## 第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他技術の向上に関する事項

### 1 技術開発

・現場の課題について試験研究、調査研究を実施

### 2 情報提供および指導に係る体制の整備

・堆肥の製造技術や堆肥を活用した栽培技術に関する指導を実施  
・国等が開催する研修会等の受講による指導者の育成

## 第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

### 1 消費者や地域住民等の理解の醸成

・消費者や地域住民等との交流による理解の醸成  
・地域全体で畜産を支える仕組みづくりの推進

### 2 飼養衛生管理基準の遵守による防疫対策の強化

・家畜飼養管理基準に従い家畜保健衛生所による指導  
・家畜排せつ物、堆肥の運搬時の散逸防止等の指導

### 3 災害の予防等の推進

・建築基準法、畜舎特例法に基づく安全確保の推進  
・農作業事故の防止、有資格者による機械運転の推進  
・事業継続計画(BCP)の作成・保険加入等の推進

\*:新たな取組および重点取組事項